

金地金を売ったときの税金は？

Q 年収 800 万円の給与所得者（公務員、会社員など）です。金地金（きんじがね）を売って 1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）に 45 万円の売却益が出た場合、税務署に確定申告は必要でしょうか？

A 金地金を売却して利益が出た場合は、原則として譲渡所得の課税対象になります。そして、給与所得や事業所得など他の所得と合算して総合課税の対象となります。しかし、あなたの場合は年間 50 万円の「譲渡所得の特別控除の金額」以下の売却益ですので確定申告は不要です。

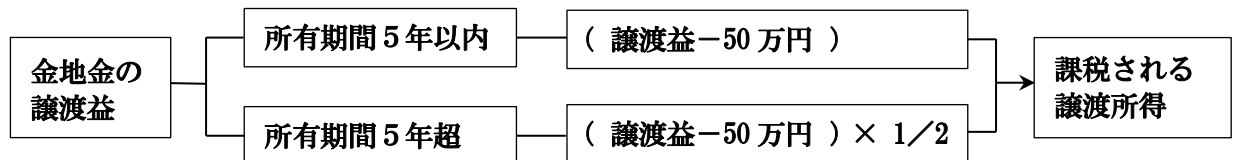
◆ 金地金の譲渡所得の計算

売却価額	－	(取得価額 ＋ 売却費用)	=	譲渡益
------	---	-----------------	---	-----

- ※ 1. 金地金の取得費には購入時の消費税や手数料を含みます。
2. 相続や贈与により取得した場合は、前の所有者の取得価額そして取得日を引き継ぎます。

◆ 金地金（金の延棒、金貨、プラチナ地金、プラチナコイン等）の譲渡益の税金

金地金を売って利益が出た場合は、取得した日から 5 年以内に売ると、5 年を経過してから売る場合では課税される譲渡所得に大きな差が生じます。



- ※ 1. 譲渡益が 50 万円未満のときはその金額を限度として控除します。
2. 譲渡益が 50 万円を超えても「課税される譲渡所得」が 20 万円以下（給与所得以外の不動産所得や原稿料・講演料等の雑所得などがある場合は合算）のときは確定申告は不要です。

◆ 金投資口座の譲渡益の税金

金投資口座や金貯蓄口座などの利益は、金融取引に近いことから、金融類似商品の収益として一律 20.315%（所得税及び復興所得税 15.315%、地方税 5%）の税率による源泉分離課税が適用されます。そして、確定申告をする必要はなく扶養親族などに当てはまるかどうかを判定するときの所得金額からも除かれます。

◆ 金地金などの売却に対する支払調書

事業者（購入業者）は売却者（お客様）への支払金額（手数料などを差し引く前の金額）が、200 万円を超えた場合、事業者が支払調書を税務署に提出することが義務付けされています。

- ※ 1. 支払調書とは誰に、いつ、いくら支払ったかを記載して税務署へ提出する法定調書です。
2. 200 万円基準は年間の総額でなく、1 回 200 万円超の売却の都度に支払調書が提出されます。

(ワンポイントアドバイス) 金地金の売却は
所有期間 5 年超が有利！

※ 令和 6 年 7 月現在の税制に基づいています。今後、税制改正があった場合内容が変わります。